

平成 29 度 第 1 回みんなで支える森林づくり大北地域会議

開催日時 平成 29 年 9 月 27 日 (水) 14:55~16:40

開催場所 大町合同庁舎 301・302 号会議室

出席委員 浅見昌敏委員(大北木材協同組合代表理事)、太田武彦委員(中谷開発委員会会長)、香山由人委員(長野県指導林業士・大北林業研究グループ林業士部会長)、黒川恵理子委員(一般社団法人「縁家」理事長)、宮永玉子委員((株)ジーシーアイ常務取締役) 計 5 名
(黒川(亮)委員、下川委員(白馬村長)は公務重複等により欠席)

事務局 久保田地方振興局長、柴田林務課長、松村課長補佐、横沢課長補佐兼林務係長、吉川課長補佐兼普及林産係長、狩戸森林保護専門員、間島担当係長、北原主査

会議

1 開会

時間少し早いですが、委員の皆様お揃いになりましたので会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中「みんなで支える森林づくり大北地域会議」にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めます、北アルプス地域振興局林務課林務係長の横沢です。宜しくお願いいたします。それではただいまから本年度第1回目の地域会議を開催いたします。

開会にあたり、長野県北アルプス地域振興局長 久保田俊一からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(久保田 北アルプス地域振興局長)

皆さんこんにちは。

今日の地域会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、現地視察、お疲れ様でございました。

この大北地域会議ですけれども、お手元に配布の設置要綱の第1に設置の趣旨が書いてあるわけですが、いわゆる「森林税」を財源とした施策であったり、あるいは森林づくり指針に関する事項等につきまして、幅広く皆様方から御意見をいただき、その上で私どもの施策や事業の参考にさせていただくという趣旨のものでございます。

この森林税でありますが、新聞等マスコミでも報道されておりますけれども、来年度からどうしようかということを今、お諮りをしているところでございます。

森林税につきましては平成 20 年度から導入がなされました。個人県民税に 1 人当たり年間 500 円を上乗せ、また法人の場合は法人県民税の均等割に事業規模に応じて一定額を上乗せでいただいているというものです。

森林税は 1 期 5 年間というのが約束でして、平成 20 年度から導入、一度更新がなされて、今第 2 期目の最終年度を迎えているという中で、来年度からどうしようかと。

先週の 21 日に県としての考え方、どう取り組むかということを公表させていただき、現在県民の皆様から御意見を頂戴しているという段階でございます。超過課税として貴重なご負担をいただくわけでございますので、継続の是非につきましては、県民の皆様、市町村の皆様としっかり議論をし、その意向をふまえながら、時期的に言いますと、11 月県議会の中で条例を提案して、廃止する場合にも条例を提案することになるかと思いますが、しっかり議論したいと思っております。本日も議事の中で、会議事項の 2 番目として、県の基本方針(案)について御説明させていただき、御意見をお伺いできればと考えておりますので宜しくお願ひいたします。

それから、大北森林組合の補助金不適正受給関係でございますけれども、県民の皆様に、特にこの地域の皆様には大変な御迷惑をおかけしたというふうに思っております。

今月の12日になりますけれども、県職員に対して損害賠償請求するということで、知事から監査委員の方に、是非、あるいは請求する場合の金額等を決定してくれということで要請したところでございます。それとは別に私ども、この事案が発生したこの地域に勤める者として深く反省をし、二度とこういうことのないようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

今日は、様々なお立場からの御意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞ宜しくお願ひいたします。

(進行)

ありがとうございました。

本日の日程でございますが、お手元に配布させていただきました会議次第に基づきまして、概ね4時30分頃の閉会を目指してお見えの方につきましては、配布いたしました「傍聴要領」に記載がございますとおり、会議の撮影及び録音等についてはご遠慮いただきますようお願いいたします。

なお、この会議は公開で行いますが、傍聴及び取材にお見えの方につきましては、配布いたしました「傍聴要領」に記載がございますとおり、会議の撮影及び録音等についてはご遠慮いただきますようお願いいたします。

なお本日 黒川亮子委員様、白馬村長の下川正剛委員様におきましては、公務の重複、所用等により欠席でございますのでご報告いたします。

それでは議事に入ります。議事につきましては、地域会議の設置要綱第5第2項に基づきまして、座長をお願いしております、浅見委員様の進行によりお願いしたいと思います。

浅見委員様には座長席にお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、浅見座長様、議事の進行をお願いいたします。

・座長就任あいさつ

(浅見座長)

それでは座長を務めさせていただきます。御協力のほど宜しくお願ひいたします。

先程は現地の視察、大変ご苦労様でございました。また先ほど地域振興局長さんからご挨拶をいただきまして、なんだか今日この会議、重くさせてしまったかなあという気も少しでしたが、ぜひ忌憚のない御意見をお出しいただきたいと思います。

3 議事

(1) 平成29年度長野県森林づくり県民税活用事業の執行状況等（大北地域）について

(2) 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」について

(3) 意見交換

(浅見座長)

それでは議事に入ります。最初に会議事項の（1）、「平成29年度 長野県森林づくり県民税活用事業の執行状況等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

<事務局説明（吉川課長補佐）>

(1) 平成29年度長野県森林づくり県民税活用事業の執行状況等（大北地域）について

・資料1により吉川課長補佐から説明

(浅見座長)

説明が終わりました。ただ今の説明に対しまして、皆さんから御質問や御意見等ありましたらお願いします。

(香山委員)

修正、訂正をお願いします。最後に説明のあった講習会の講師、資料1のP4の「2木材の有効活用講習」の講師ですが、「(有)ウッズ森林管理部」でなく「(有)ウッズ代表取締役」に、「准木材コーディネーター」でなく「木材コーディネーター」に修正願います。以上です。

(浅見座長)

「(有)ウッズ代表取締役 木材コーディネーター 能口秀一さん」で宜しいですね。

ありがとうございました。

先ほど現地で香山委員さんから、1(2)の「地域で進める里山集約化事業」に係るご苦労のお話しがありました。香山委員さんの方から何か、この課題の解決方法と言いますか、知恵・意見というかございませんでしょうか。

(香山委員)

一つは、森林というか土地のデータが整っていないという大きな課題があります。現場でもお話しましたが、森林計画図と公団がずれている、森林簿と土地台帳が実際ずれています。具体的に言うと、この里山集約化事業で、視察資料では森林所有者8名と書いてありますが、これは森林簿に載っている8名でして、実際に土地台帳を調べますと12名程いる。最終的に契約をとるのは、森林簿ではなく、やはり土地台帳に基づいて契約しなければならないので、その辺りが、これは計画段階ではわからないのですが、いざ始めてみるとわかる。そういうことがありますて今、市町村の方で「林地台帳の整備」というものが行われているそうなので、この整備が完了すると幾らかは良いのかなと思うのですが現実的には非常に難しい現状にある。しかも森林の場合は、実際に現場の山に行ってみると公団も森林計画図も合わないということがあり、最終的にはこの範囲の全員の方からの承諾を得ないと安心して仕事が出来ないです。一人でも欠けると、境界がわからない中でやってしまっていいのかという話になるので、その辺りが一番苦労しているところです。

(浅見座長)

ありがとうございました。皆さんの方から何かございますか。

森林組合のこういうことがあって、和たち大北木材協同組合が少しお手伝いせざるを得ないということになり、池田町で少し森林整備をやらせていただきました。「集約化」なんですが、池田町の場合には各地区に地域協議会が組織されていて、その方たちが相当大きな責任を持ってやってくれたので、ある意味楽に森林整備が出来たわけです。地域協議会に参画していく感じですが、会員の中には「協議会の運営費を町で負担してほしい」と、しかし町は出せないと。そういうことを考えますと、この補助の中で、地域が集約化のためにそういう協議会を作ればそこにある程度支援していく、運営費の補助として出せるのかどうか、実際やっているのかどうかわかりませんが、実態としてはどうでしょうか。

次に、大町市社地区の話があって、地域協議会を作りたいのですが、地元がなかなか受けない、役員とかも嫌がって。非常に後ろ向きというかそのままだと前に進まないので、そういうことを側面から後押しできるような何か制度を県の皆さんの方で考えてもらいたいし、今香山さんが言わされた、図面や台帳の整備ということもあるのかもしれないが、その辺りは何か県でお考えになっていることございますか。

(吉川課長補佐)

今、池田町のお話があったのですが、一つは今回、森林税の活用事業として「地域で進める里山集約化事業」という、非常に割の細かいところをまとめていく事業もございますけれども、池田町のケースは、国庫補助金の入った森林整備地域活動支援交付金で、国や県の交付を受けながら事業をやるために取りまとめるという集約化もございます。そのような事業に取組んできたわけですが、組合の補助金不適正受給のこともありますて、現在、その部分が少し、正直滞っている状況にはございます。そのような国庫補助金が含まれたもの、もう一つは森林税を活用した里山集約化事業と、そういうものをなるべく取り入れながら実施していくかなければならないと思っておりますが、先ほどのお話にもありましたように、台帳・森林簿・公団が合わないという現状の中で、林業事業体の皆さんは非常に苦労して行っています。

るところではございますが、何とか県の方でも市町村と協力しながら、地域での説明会に極力参加したり現地の調査を一緒に行ったり、そのような形の中で林業事業体がスムーズに、円滑に集約化できるような支援、バックアップ体制はとっていきたいと思っているところです。

(香山委員)

地域協議会、地域の集落組織を使っての集約化というのは、実は大北地区ではかつて非常に盛んだった。「大北方式」と言われたくらいで、平成18年からですか、非常に大きく拡がっていたのです。ただ、その方式が結局、不適正のきっかけになってしまったという部分もあり、森林所有者に十分な説明もないまま林業事業体と地域協議会との契約で仕事は進める、でも地域協議会から個々の森林所有者にはきちんと話が伝わっていない、つまり全員の所有者からの承諾がとれていない状態でも、事業体と地域協議会の契約があればそれで事業が出来てしまつて。結果として承諾がとれていないところは伐れないで、そのまま残されてしまった。でも補助事業としてはそれを全部まとめた形で執行してしまったという。そんな問題のきっかけにもなってしまったということです。

地域協議会というのは集約化する上では本当に力になります。地元に住んでいる方が、例えば都会・都心に出てしまった方にもすぐ連絡がとれて、すぐ契約書をいただけるということで有効なのですが、実際の運用上の問題がすごくあったということ。山仕事創造舎の場合で言うと、地域協議会を通じた契約というのは一切やめています。どうしても色々と問題が起きやすいということで、全ての所有者の方と個々に施業委託契約を取り交わすこと正在ののですが、何らかの形で地元の集落の力を使うというのは、やはりやった方がいいと思います。

(宮永委員)

協議会ってどういう人が入っているのでしょうか。

(香山委員)

集落の、自治会の人が皆さん入るような感じ・イメージです。田舎の山の場合だと、住んでいる人と山とが一体なので話が早いのです。ただ、今日行った「石原地区」では住んでいない方の方が多いので、そういう自治会を使った集約化というのはもう現実的に出来ないのですが、地域によっては、まだ殆どの方がそこに住んでいるという場合は話が早いということになります。

(久保田局長)

話が早いということと、地域の人たちがやろうという意欲を示してくれると外に出ている人達も安心感をもってお願意できるというメリットがあるということですね。

(香山委員)

そうです。そこはすごくメリットがあるのです。だから今ちょっとやめてしまっているのですが、もう一度あのやり方を、不適正なことにならない工夫をしながら再開してもいいのではないかという気はしています。

(宮永委員)

今、大町では協議会は無いということなんですね。

(香山委員)

名前としてはありますけど全部止まっているということです。森林組合がその協議会方式でやってきて、本当は所有者の承諾が取れていないとところも取れているという前提で事業を進めてしまつて。組合には様々な不適正の状況があるのですが、1つの例として実際には一人一人の所有者さんのハンコが無かったということで全部は出来なかつたと。そういう現場もあるというふうに聞いています。

(浅見座長)

この前、これは池田町の渋田見地区なのですが、ここは個々の契約も全部取れていると聞いています。次の段階の同意も全部とれていると。取れない人のところは当然これはやらないということになりますが。

(柴田課長)

渋田見地区の事例というのは、地域協議会としては実際にどんなことをしてきたのでしょうか。実際にどんな活動をしてもらったのかということなのですが。

(浅見座長)

要するに集落全体で組織するわけです。極端に言うと、言い方は悪いですが反対しづらいという雰囲気になるわけです。山ですから地元と密接につながってきたところなので、そういう人達の意識の中に、そもそも常に全体でものを考えるという気風があるんじゃないでしょうか。

最近も聞いたのですが、協議会があると、その中でその山の昔からの経緯・経過もわかるので、なかなか承諾をしない方がいても、それはあの時のこういう経過が理由なのではないかと知ることが出来る。そういう話も協議会の中では出るようですね。ただその中で「協議会の運営費くらい町で何とかならないのか」といった要望は出るそうです。

(柴田課長)

具体的には、地域協議会の皆さんに「同意の取得」をお願いしたということなんでしょうか。

(太田委員)

そういうことですね。

(浅見座長)

同意書の取りまとめです。協議会があると楽なんですよ。集まつてもらって話を聞いて説明して、一緒に2~3回山に入りますよね。それで今度こういうふうに施業しますと。集まつてもらう時に同意書を持って行って、同意していただけないかとこういう話になるわけです。そこで7割ぐらいは終わってしまう。

(香山委員)

そういうやり易さは確かにあるのですが、その事務が杜撰だったという問題が過去にあつたんです。今は正しい「森林施業委託契約書」というものをやっていますけれど、かつては本当に「上記の施業に同意します」程度の、施業の中身が全然わからないような同意書を使ってハンコ集めをしてしまっていたという、そういうことが過去あったわけです。

(宮永委員)

でも、色々あったからこそ今は適正に取組んでいくということでいいんじゃないですか。

(香山委員)

そういう不適正はもう起こらないと思うので、今は少し新しい形で、集落の持つ力をもう1回利用して取りまとめをするというのはやはり必要だなと、そういう気がします。

(久保田局長)

同意を取得するのに、例えば今日の「石原地区」であれば、今も残っている3軒の家は多分訪問されますよね。それで、地区外へ出てしまった方で近くであれば全部訪問すると。

(香山委員)

そうですね、全部訪問しました。

(久保田局長)

例えば首都圏に出てしまった方とかはどうするのですか。

(香山委員)

首都圏に出て行かれた方も何人かいらっしゃったのですが、手紙を送り電話をしてという中で幸いにも同意していただけました。ただ、そうでないと非常に難しいかと思います。一番難しいことをおっしゃっているのが、たまたま近い方なので、いまだに2週間に一度くらいは訪問し様子を見に行って、そろそろ同意していただけませんかという交渉をしています。

(久保田局長)

ハンコをついてもらえなかった場合にはやらないと。

(香山委員)

今の補助事業の仕組みからすると、付属書類として施業委託契約書も出さなければいけないわけです。それが無い箇所は補助金の対象にならないので、たとえ口頭で「やっていいよ」と言われたとしても出来ないです。

(宮永委員)

それは本当に大変なことですよね。

(柴田課長)

首都圏に住む方というのは、ペーパーで契約書を送ってハンコをついたものを返送してもらうと。

(香山委員)

そうです。だから送って電話しました。

(浅見座長)

それを個々の所有者に対してやるというのは相当すごいエネルギーを使わないといけないですね。やはり最初は顔が見えない同士でやるから大変だと思うのです。協議会があると、あそこの親父が行って間に入って説明してくれたとか、そういう非常に進みやすいというか、話がしやすい状況になると思います。全てを事業体の人に任せて、これを全部直接にやっていくというのは、これは大変なことだと思います。

(香山委員)

実際、一番最初は電話番号がわからない方もいるわけです。書類だけ送ったら、クレームの電話が林務課の方にあったと。何でこんなものをいきなり送りつけてくるんだと。それで電話番号がわかつてお話しを出来て直接訪ねて、ああ確かに間違いのない事業だからいいということで契約をいただけたのですが。

(浅見座長)

反対する方がいれば協議会は流れ解散ということになるのでしょうか。

(香山委員)

反対する人の方が少ないです。でも一人でも反対があると事業が止まってしまうのでそこが難しいところです。

(浅見座長)

割合から言うとどうでしょうか。

(香山委員)

全体の1割くらいですね、反対される方は。でも10割でないと事業は出来ないんです。現実問題として境界がわからないから。

(太田委員)

今日現場で伺ったように、転出者がこれだけ多くて、植林した時代からかなりの年月が経過しているとすれば、かなり緻密な人脈をぬっていかないと行きつけない部分があると思います。香山委員がおっしゃるように、話はわかったし、あなたの言うことはいいけれども、ハンコを押すことによってどういうことになるのかという不信感・不安感があり残ってしまう。それを自分に任ってくれというのが地域の協議会になるわけです。そんなことは自分に任せておけると言えるような方が協議会にいれば、多分問題なく解決していくのだけれど、これは香山さん、大変だと思いますよ。

(宮永委員)

大変なことですよね。

(香山委員)

もう少し具体的な話をしていくと、過去、協議会を組織するというのも実はほとんど県の普及の方がやっていた・努力してやってきたということがあったわけです。説明会の前段階で地域を回り、集落の中で山を沢山所有している方は調べればわかるので、その人のところを訪ねて、こういう事業をやりたいので地元でこういう協議会組織を作りませんかと、そういう働きかけを実は県の方がやっていたのですね。それで急速に規模が拡大したおかげで、実務が追いつかなくなり、それが問題を生んでしまったことがあるんですけれど。

もう一つ、森林組合というのは、かつては公共的なものということで結構信頼感があつて、森林組合の方が契約しやすかった。私たちが訪ねていくと、何で森林組合ではないのかと言われたくらいです。ところが今回のああいうことがあったので、逆に森林整備事業全体への信頼が今、地に落ちてしまっていますね。また同じことをやるのではないかという疑いを最初に言われることがあります。その辺の信頼回復というのも非常に課題です。

現実問題として難しいとは思うのですが、「集約化」するにあたって集落組織を使うというのと、もう一つは、県なり市町村の方に動いていただいて、一番いいのは本当は市町村なのですけれど。申し訳ないけれど県は今、信用をちょっと落としている中で、市町村の方の方がまだそういう点では地域密着なので、役場の森林・林務担当の人が声をかけてきたということなら地域の人達も動きやすいかなというのを思っています。

(久保田局長)

相続とかで何か困ることはありますか。

(香山委員)

相続というタイミングのものもあります。台帳に載っている方はもう亡くなられていて、相続した方が誰なのかもわからない、そういうこともあります。

(久保田局長)

そういう場合はどのように対応するのでしょうか。

(香山委員)

大変なのですが、相続人と思われる方を探して話していくということになります。

(浅見座長)

登記簿上の所有者、それから、いわゆる同意した人、その関係性において「私は同意します。この登記簿上の方のこういうことについては、私が責任を持って同意します。」と。簡単に言えばこういうやり方も可能ではないかと。

(久保田局長)

相続人全員からとらなくてもよいのでしょうか。

(香山委員)

相続人全員にあたるということは現実なかなか出来ないのですが、代表して山のことは私が任せているからいいだろうと、そういう人が一人でもいてくださいれば、代わりにその人にハンコを押していただいて、かつ一筆書いていただく。登記簿上の所有者は誰々だけれども、私はその長男の何某で責任持ちますという、そのことを書いていただいて初めて契約になります。

(浅見座長)

あまり過度にきつく、調査とか、ダメじゃないかと言われてしまうと、結局何も出来なくなってしまいます。どの辺りまでアローイングというか、可能なのかということを考えていく必要があると思います。

(香山委員)

森林の場合は、相続の手続きをしていない山も多くて、明治時代の名義のままになっているところも沢山ありますから。

(太田委員)

そこに自分の山があるのかどうかも知らない人がいるわけですからね。

(香山委員)

そうです。

(太田委員)

だからそこは逆に、何かのしがらみ・とっかかりが無いと非常に難しいです。同意を得るということは。

(浅見座長)

他にこの件で何かありますでしょうか。宜しいですか。それでは次に進みます。

それでは会議事項の（2）、「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」についてを議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明（柴田林務課長）>

（2）「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」について

- ・資料2 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）（平成29年9月21日）」
 - ・「現行の森林づくり県民税活用事業と基本方針（案）の新たな取組（構想）の比較表」
- により柴田林務課長から説明

(浅見座長)

事務局から説明を受けました。まず皆さんから御質問、御意見をお願いしたいと思います。

(黒川（恵）委員)

最後のA3の資料の方です。基本方針（案）の説明を聞いていて思ったことですが、4番目の「県民の新たなニーズに応えるための森林の利活用」の中で、②の新規、「信州やまほいく認定園のフィールド整備」とありますが、具体的に信州やまほいく認定園というのはどういう園なのか教えていただいているのでしょうか。普通の保育園とは別のものですね。

多分大町にもあるのではないかと思うのですが、「風の森」のようなああいう形なのでしょうか。

そういうところの活動フィールドの林間整備支援とありますが、そうなると、普通の保育園に通園している子どもの方が断然多いと思うのですが、こういうところの保育園・認定園だけに出す・支援するというのは少し不公平なのではないかと感じた部分があります。

3の「人材育成」のところの③。「自然教育・野外教育プログラムの開発普及に係る人材の育成」、大学等と連携したプログラムの開発・研究・普及となっています。これも森林税を使って、私たち県民からの森林税を使ってこういう事業をやるということだと思うのですが、その中でやるべきことなのかなと思ってみたりします。野外教育プログラムというのは教育の分野になるのかなと思うものですから森林税の中でやるべきことなのかどうなのか、県としては森林税を使ってやるべきだという考え方でここに載せてあるということだと思うのですが、その意味あいがよくわからない。その2点が説明を聞いて気になった点です。

(柴田課長)

ありがとうございます。信州やまほいくの関係、県で認定している施設が幾つかあると思いますが、その数値も持っていないませんし、認定基準もここに持ち合わせていないので、この場で詳しくお話し出来なくて恐縮でございますが、後でもし資料があれば御回答させていただきます。確かに、そこだけを支援するというのは不公平感があるというのはわかりますし、おっしゃるとおりであろうかと思います。

(黒川(恵)委員)

殆どの子どもたちが普通の、公立の保育園、幼稚園とかも色々あると思うのですけれども、子どもたちのためにという目的があるのであればもう少し平等になるように、例えば全ての園に木材を使った何か施設を作るとか、遊具を作るとか、そういう方法の方が、森林税を使ってこういうものが出来ているんだなとか、お母さん達にもすごく良い印象を持ってもらえる、関心自体も向くのではないかなと思いましたので。

こういう事業自体は良いと思うのですが、対象が一部だけというはどういう理由なのかなということと、全ての園に公平になるやり方の方がいいのかなというのは少し思いました。

(柴田課長)

ありがとうございます。

(宮永委員)

教育ですね、この前この会議でも言ったのですが、人づくりという部分で、やはり森林に興味を持つ、それには小さい頃からの教育だと思いますので、たぶん私たち昔から、子ども達を教育するのに、塩尻の教育センターの方に行って色々作ったりとやっていましたよね、ずっと。あれをまた充実させるような方向、要するに「森林に関する人づくり」です。そういうことに関してやっていければいいのではないかと思います。人材育成というとすごく幅が広いのですが、小さい時からという形で。今でも少しあはやっているのでしょうか。

(久保田局長)

木育みたいな話でしょうか。

(宮永委員)

そうですね。例えば大町市のように1歳6ヶ月の健診時に木の積み木、おもちゃをプレゼントする。温かみがあるものでやっているので。やはり色々と考えてみて、ただあれがいい・何となくという形ではなく、具体的なものを必ず5年間のうちに、「こうやればいい」というものを、保育園の保母さんや市町村の子育て支援課の皆さんと連携して考えてみてはどうでしょう。要するにそれは、将来的には森林について興味を持たせる、今日の現地視察でも伐採されている方がいましたが、ああいう仕事につながっていくこともありますし、今日の視察で見た限りでは大変大事なことですよね。そういう方向に子どもの教育がいけるような仕掛けをする、もう少し考えて仕掛けをしてみたらいかがでしょうか。

(柴田課長)

ありがとうございます。

(浅見座長)

もう一つの方のお答えはどうでしょうか。3の③ですね。森林税を使うべきところとして、極端に言えば分野が違うのではないか、分野に問題があるのではないかということですが。

(柴田課長)

森林を切り口としてやるべき取組ということでこういった記述になっていると思うのですが、確かに教育の分野とはよく連携して取り組んでいく必要があるというふうに思っております。御意見として頂戴する・承るということで宜しいでしょうか。

(黒川(恵)委員)

結構難しいことなのではないかと思うんです、こういう事業って。あるならば今日現場を見させていただいて、ああいった森林整備事業は本当に大変なことだということが実際に見てよくわかったので、そういう方向に使った方が有意義で、森林税を活用する意味もあるのではないかとも思ったわけです。

そうは思いながらも、やはり「人材育成」というのも非常に大事だと思うんですが、すごく大変なことなので、今後5年間で誰かそういう人材を作るということだと思うのですが、出来るのかなと思ったり。出来ない事業を挙げても「出来ませんでした」で終わってしまうのでは意味がないとも思います。

(宮永委員)

5年間やってみて、また結果を出して評価しての繰り返しではなくて、やはり本当に森林のことを考えるのならば、長い目をもって考えるということが必要だと思います。

(黒川(恵)委員)

あまり難しい事業を考えるのでなく、例えば今日の視察で見たような現場を紙芝居にして子ども達に見せる、「こうやって森林の機能を守っているんだよ」とか、そもそもなぜ間伐ということが必要なのか、たぶん良い木を育てるために必要ということだと思いますが、そういうことをより「わかりやすく」するなら、紙芝居を製作してそれを材料に保育園・幼稚園の保母さんに教え、それを子ども達に教えていった方が、森林税を使っている意味というものが小さい時からわかるのではないかと思ったので。あまり難しいことよりも、なるべく簡単なことからやっていった方が取り組みやすいのではないかという気がしました。

(浅見座長)

事務局の県の皆さんの方からコメントいかがですか。

(香山委員)

木育も含めてのことですが、過去10年間で振り返ると、最初には企画を出してくる人がいたのですが、途中からネタ切れになったというか、今期も木育推進事業は無いんですね。なぜかというと応募してくるところがないから。一方で木育的な部分は大町市が市の事業としてやっている部分もあって、その辺の制度設計の問題というんですかね。現実的に言えば、県民の色々な自発的な部分がどんどん上がってきるところからというのが、もちろんいいのですが、そうもいかない部分があり、結果的に応募がなくて事業が進まないということが起こってくる。

信州フォレストコンダクター活動支援事業も今年ゼロですが、これは私の責任もあるのですが、正直使いにくくて、あの事業を使うよりは、補助金無しでやった方が早いということもあったり。人材育成は重要なことではあるのですが「使いやすい制度設計」がすごく必要なのかなという気がします。そういう点で言うと「信州やまほいく」ということに絞ってしまうと、やまほいく認定園ではないがこんなことやりたいという、もう少し中間的な活動があったとしてもこぼれてしまう。むしろもっと広い形にしておいて、しかも市町村と連携した形で組んでいく、例えば公立の保育園は市町村によって運営されていますから、それぞれの市町村の課題としてこういう幼児教育をやろうというものを各市町村が持っているはずなので、そういうものを市町村に対する支援事業の中で入れていく、その方が現実として回り易いのではないかという気がします。

(宮永委員)

これだけ災害が多かったりするじゃないですか、だから皆さんのやっている仕事はとても大事だということを子ども達が小さい時から学ばせていく、災害はこういうことをしていけばある程度防げるといった、そういうことも含めて人材育成ってことをやっていったらどうかと思います。

(黒川(恵)委員)

先程香山委員からもお話をありがとうございましたが、林業に対するイメージがすごくダウンしてしまったというお話をあったじゃないですか。お母さん仲間というか、私達と同年代の中でもあまり良いイメージが無くなってしまっているので、イメージダウンを払しょくするには、そういうところからなるべく使いやすい制度にする、市町村を通して木育的なことをイベント的に、今年3月、児童センターでの「木で遊ぼうよ」のペーパーナイフ作り体験に私も参加させてもらったのですが、非常に面白くていいなと思ったものですから。何かこう、使いやすい形にしてイメージアップを図ることを考えた方が、それは保育園に限らず、小学校でもいいのではないかと思います。

(宮永委員)

どちらにせよ連携した方がいいですよね。

(黒川(恵)委員)

それはそう思います。さらに加えて使いやすいということが大切だと思います。

(香山委員)

資料の5番の「森林づくり推進支援金」ですが、県民会議であるとか、地方税制研究会の方からかなりの指摘がされている内容であり、このまま現行制度で継続という書き方がされていますが、中身的には当然相当変わっていくべきものだと、おそらくそういうことだと思うのですけど、運用上は。ただ、それだけの問題ではなくて、国の方で今「森林環境税」が検討されている中、これはおそらく市町村に対する交付になるだろうと言われているんです。それとの調整をうまく考えないと、またチグハグで、どちらかの金・予算が余るとか、余った分を使うために何かを無理にやらなければいけないといったことになりかねないので、この部分はすごく気をつけてやらなければいけないという気がします。

現在、森林というのは市町村が主体で計画を作るということになっていて、県はそれをサポートするという立場にあるわけです。ところが実際、市町村の実務的な力が足りない。そこが大きな課題になっていて、そういうところを何らかの形で支援するという形が無いと、じゃ市町村で事業計画作って下さいと言っても、前期でもあったように、また国の補助制度の嵩上げ補助といったところに行ってしまうだろうし、そこをずっと税制研究会などで指摘されている部分なので。実際税制研究会の中ではもう「廃止」なんて言葉まで言われている。ただ市町村に配っても、それが県民に対してきちんと説明出来ているということになるのかなという疑問が出ているということだと思うのです。

この部分がすごく重要で、県税なんだから市町村の方ではやらないのかっていう、それももしかしたら1つの選択肢かもしれないですし、そうではなく、県税として市町村の事業にどのように入っていくのか、それは「提案を挙げてください」ではなく、森林づくり推進支援金の中での市町村の役割、これは条例にもあったと思うのですが、そういう部分を県全体としてはみている部分があるので、それと併せて一緒にプログラムを作っていくということをしていかないと、最終的に国税の方の議論がまだ言えないとはいえ、概ね、なるんじゃないですか。国の森林環境税の方が決まってきて、それとどのように棲み分けするのか・連携するのか、その辺が課題になってくるのではないかという心配を感じます。

(柴田課長)

先ほどお配りしました資料2の基本方針(案)の11ページの6の(4)。ここに国の森林環境税との棲み分け・関係性が書いてありますけれども、現在37の府県で導入されている超過課税制度とは併存を図ることを基本的に考えているようで、両方並立て進めしていくというのが国の考え方です。必要な場合は森林税のあり方について再検討を行うとなっていますけれど、基本的には国は併存するという考え方で森林環境税の検討を進めていると。森林環境税は基本的に市町村に配分するということで進められておりまして、手入れの遅れている森林整備を進めるために配分する、平成30年度中にはある程度の制度設計をしていきたいというようなところまでは表に出てきているところです。ただ具体的にどのような事業に使うとか、額はどの位になるといったことはこれから検討していくということのようです。

森林づくり推進支援金については税制研究会の方から厳しい指摘をいただいておりまして、これまで1.3億円を配分しておりますが、過去の実績をふまえまして若干額が減るだろうかなという、今日の県議会でも答弁があったようですが、若干減る見込みということです。

(久保田局長)

推進支援金だと年間で9千万円に減るということなので、資料の「現行制度で継続」という表現がいいのかどうかね。資料2の中でも5年間で4.5億円と出しているので、これは減らしますよというのが今の考え方なので、この表現はどうかなど。国税、森林環境税については、併存というような書き方がされているのだけれども、その時になって、国税でもとり、県税でもとりということになると、おそらくもう一度議論しなければいけないということになると思います。皆さんの納得感が得られるかどうかという。

(太田委員)

この新しい取組事項、それなりに良いことが書いてあると思うのですが、一番の問題はこれを推進していく体制をどうやってとるのかというのが大きな問題ではないかと思います。大北森林組合の不適正受給があったからかもわかりませんが、それにしても今は皆がこう、森林づくり・森づくりについてはなるべく、こういうふうにしているというのが現状だと思います。誰がそれを推し進めていくのかということをきちんと考えてやっていかないと、いくら良い事業があつても無理だと思います。また余った金を積み立てていくようなイメージになってしまい、森林税が創られた趣旨から離れていくと思っています。

先ほど「信州やまほいく」でお話があったように、皆が平等・公平に供与を受けられるということを考えると、香山委員おっしゃったように、保育園だったら市町村が運営するわざですから、そういう施設を作つてそこに誰でも寄れる・利用できるような、施設ということでもないかもしれないが「保育チャンス」といった、場を創る事業というものに読み替えられるのではないかと思います。「やまほいく」という独立した認定施設を対象にしたら、おそらくこの事業には誰も手を挙げなくなってしまうのではないかと思います。

推進する体制の整備をきちんとやらないと、先ほどの地域協議会の香山委員の話にもあつたように、ポンと投げてさあやってくださいと言われても、やはり無理だと思います。県もしっかり力を入れ、市町村もしっかり力を入れ、それが大北森林組合の事案につながつたとするならば、そのチェック機能をどうやってやるかということを考えればいいと思います。そういうところで強力に進めてもらわないと、色々な良い取組みは書いてありますが、これを把握している県民がどの位いるのかもわからないが、事業や取組みに手を挙げろと言われても、とても無理な話だと思います。

むしろ推進する人、保険で言う営業セールスマンのような人を作り、「こういう事業があるがこの地域、この地区でどうだい」という、その位の踏み込みをしてもらわないと、森林税を創った趣旨からだんだん離れて、制度を知っている人が得をして、知らない人は「どうか」というようなことになってしまいのではないかと思います。

(浅見座長)

その件に、県の皆さんの方から何かコメントを。

(柴田課長)

この新たな取組み、これはまだ構想段階でして、事業主体、誰がやるのかも書いておらず、これから詳細な制度設計をしていくことになりますので、皆様からの御意見を頂戴いたしまして、制度設計の参考にしていきたいということでございます。

(久保田局長)

今までの森林税は、使い切れなかつたという反省が一つあって、使途・使い道を多くして色々なところに使えるようすれば、残つてしまつた・余つてしまつたという課題を解決できるのかなということが一つの発想だと思うのです。ただ、超過課税までしてどこまでとつて使っていいのかというのではもう一つ議論があると思うのです。

森林税なので、木材だとか森だとか、木だとかというところで一定の限定をかけているけれども、正直な感覚でいうとはっきりしない・どこで線を引くのかということがあまりはつきりしないよね、というのが、私などは、県職員を離れた一般県民としての感覚ですかね。

今日の議論を伺つてると、委員の皆さんにはわりと協力的かなというように受け取れたのですけれども、そこはどうなんでしょうか、感覚的に。

(浅見座長)

委員の皆さんどうですか。

(香山委員)

今の一般県民というか広く国民が関心を持っているのは、実は「森林と災害」なんですね。既に調査の結果として、防災のため整備が必要な山が約6千ヘクタールもあるということが出てきます。その6千ヘクタールが、全て治山事業でも出来ないし、そちらの方に森林税を使う方策というのをもう少し考えていいかなというのが、おそらく一般県民の要望としてはあると。

教育とか多様なニーズへの対応もいいけれど、むしろ、今まさに切迫していくてあの山が崩れてくるかもしれないということを心配されている方がすごく多いわけです。豪雨災害の事例も毎年ありますから。それに対し、ストレートに考えれば本来は治山事業でやるべきだと思いますが、それだけではいかない部分もある。保安林の指定からやらなければいけない部分もあり時間的に間に合わない。そんなときに、通常の事業では出来なかった、今日見てもらった「石原団地」もそうなんです。黙っていれば崩れてくるかもしれないが、保安林の指定などしていられないから緊急に入れようよという我々の発想もあってやっていることなので、そういうところでの使いやすさが大切になる。

「石原団地」の場合、森林経営計画を作つて通常の国の補助事業を入れてということが非常に難しいだろうという中で、税活用事業の最終年ということもあって、あそこは国のお金は入れないで県の単独でやるというモデルで始めているところなので。そういう使い方ですね。本当に現場の状況を見てここに税事業を入れるということでは、重点ということで言うなら「防災・減災」。そこが県民的に言えば実は一番課題ではないかという気はします。

(宮永委員)

私もそう思います。

(浅見座長)

全体を見ますと、やはり基金の残高ということが非常に念頭にあると思うのです。それを解消するために徹底的に幅広な多くの事業を出しているという気がするわけです。

皆さんから意見が出ているように、いざこの提案事業を1つ1つ実行していく場合には、個々の事業や取組ごとに問題点があると思うのです。1つ1つの細かいことにね。

自分が個人的に思うのは「地域で薪が循環するコンパクトな流通の仕組みづくり」。薪というが、売る側が困っているのか、買う側が困っているのか、どこに問題があるのか、必要なのか必要でないのか、そういうことまで考えた上で実際に予算措置、事業化していくかなければいけないと思います。それぞれの事業・取組の全てについてそれがあると思います。

1つ質問ですが、人材育成。リーダーの育成ということが出ていますが、その基礎になるのは、森林で作業する人・仕事する人ですよね。緑の雇用とか色々とやられているわけですが、管内の現実は今どうなのでしょうか、林業労働者の需給の問題を含めて。実情は香山委員が一番わかっているのかもしれません。ある程度林業で働く人がいなければならないし、働く人が増えれば職業として技術が身に付く人も増えるわけだから、地域全体としては良いことですよね。

需給の状況、雇用の増大をどうやって図っているか、現状はどうなっているのでしょうか。

(柴田課長)

管内の林業就業者数は平成28年度のデータで85名。過去に比べますと激減している状況です。ただし森林で働きたいという方は、今年8月末時点で、林業労働財団、林業のハローワークをしているところですが、登録者が200人程いまして、山で働きたいという希望を持った方は結構いらっしゃいます。ただし、雇用する側に色々な課題があり、事業量の確保だとか、継続的な経営を考えた場合に、雇用する側の課題があつてなかなか求人が出せないという実態にあります。やはり計画的で安定した経営が出来ないと雇用は進まないと認識しております。

林業で働きたいという方はかなりおります。大北森林組合もこの9月2日に財団主催の共同就職説明会があり、参加したところ、組合の実状も知った上で4名の方が面接に来られ、うち3名を雇用することを組合は役員会で決めておりまして、1名は9月から、残り2名は年度が明けてから入るという予定だそうですが、働きたいという方はある程度いらっしゃるので、雇用する側が求人のアクションを起こせば入ってくる方はいらっしゃるし、林業自体も森林整備はやらなければいけないということで、儲けがあるかは別として、事業量、仕事量としてはあることは間違いないと思っております。

(浅見座長)

雇用する側としては、雇うことによって企業経営が傾いたらどうしようもないですからね。
(柴田課長)

そこだと思います。

(浅見座長)

教育する期間も必要だろうし、林業で働きたいという人の中にはほぼ素人に近い方もいるわけです。教育をしなければしっかり働けないし、香山委員さんのところでも教育をやっていると思うんですけども。やはり雇う側としてはすぐ即戦力として働けるようなものがあればいいなとか。これは色々と難しいのだけれども。

(香山委員)

そこで言いますと、今度は県民目線ではなく事業者のになるのですが、現実問題として、山はあるのだけれども仕事が無いという課題があります。だからどんどん雇用していくことも難しい。なぜ仕事がないかというと、国の制度設計が急速に変わってきていて、全国的に木材生産を伸ばすという方向に国の制度は動いている。ところが、大北地区のようなところは、そもそもまだ木材生産をしていくだけの環境が整っていないですね。立っている木の品質が勝負にならないという状況で、国の制度のようにどんどん木材を出せと言われてもなかなかそのようにはいかない。その中でも森林は守らないといけないですし、技術者も育てていかないといけない。

そうなるとやはり県独自の施策が、国の制度の中では出来ないけれども県としては重点的にやるのだという、そこが生きてくると思うのです。そういう意味で県の予算で森林に直接雇用を生み出す事業を創っていく部分が無いと、今の国全体の制度の中では長野県がどんどん振り落とされていく危険がある。実は過去にも森林税第1期の時に途中で国の制度が変わったことがあり、それが後に尾を引いて4.9億円残った。それが一つのきっかけですね。つまり、搬出間伐でなければ補助しない、森林経営計画が無ければだめ、そうなった途端に森林税が非常に使いにくくなつたわけです。そこを國の方と切り離すというのが今回の基本方針の構想の中では入っていますから、そこが一つ、抜ける・乗り越えるきっかけにはなると思いますけれども。そういう形で、森林税があることにより安定した仕事が出来るということがないと、やはり長野県としては非常に厳しい状況になっていく。しかも県の中でも、この大北地区というのが一番遅れた状況にありますから、そうなっていくのかなという気がします。

ただ、この課題というのはおそらく林業の課題というより、地域の課題と捉えていくべきだと思うので、また林業関係者が集まって何か言っているということになってしまうので、森林税というのは林業関係者のためにとっているのではなく、あくまで地域の、県民のために必要な事業をやるためにものだというアピールをしていかないといけない。実際この地域を見てみると、雇用しようがなくてみんな困っているわけですから、林業にだけ仕事がいくと、そういうイメージで取られるとすごくマイナスになりますから、そうではなく本当に必要な仕事をやるためにという形で示す、山を整備するとどういうことが地域の人達にメリットとして返ってくるのかということの「見えやすさ」も必要です。

山奥でやっているので何をやっているのかよくわからないんですよ。

(宮永委員)

今日初めて現場を見させていただいてよくわかりました。

(香山委員)

今日の現場も、見ていただくために実は少し準備をしました。そうでなければ普通はあんまり見やすくはないです。

(宮永委員)

おかげで私達もよく理解できました。

(香山委員)

そういうものを意識したやり方をしていかないと難しいのではないかと思います。

(宮永委員)

冬の期間はどうしているのですか。

(香山委員)

冬は降雪の少ない所に移動してやります。今日のあのような急斜面で冬は作業できません。

(宮永委員)

冬もずっと仕事はあるのですね。

(香山委員)

あります。

(浅見座長)

時間もだいぶ経過していますが、森林税そのものについてでもいいので、御意見があればお願ひいたします。例えば継続してはいけないとか。

(宮永委員)

継続に大賛成です。今日の視察で現場を見て、ますます思いを強くしました。

(浅見座長)

森林税については今後も継続すると、この地域会議の委員の皆さんはそういう意見をお持ちだということでおよいでしょうかね。

(久保田局長)

一つだけいいでしょうか。里山集約化事業の交付単価、1ヘクタール当たり 15,000 円じゃないですか。あれについてはどういった感覚をお持ちでしょうか。

(香山委員)

単価の問題ではないという気がします。国の森林整備地域活動支援交付金はすごく使いにくくて、もう活用をやめたんです。すごく細かく経費の計算をして、しかも計画通り出来ないと補助金返還だということになって。その点で言うと県の森林税活用事業の方が使いやすいかなという形で今回も使っていますが、問題はお金の部分ではなくて、どうやって人の、所有者の気持ちを動かすかというところなので、そういう意味ではヘクタール 15,000 円には現れない・見えないところとして、やはり県や市町村の職員の方が地域に働きかける・地域で森林整備が必要だというイメージを作っていく、その方がよほど効果があると思います。

(浅見座長)

今までの全体の意見交換の流れの中でこれだけは発言しておきたいということが何かござりますか。

(宮永委員)

県の森林税のパンフレットの中で、私達は一人あたり年間で 140 万円もの恩恵を森林から受けているという試算があって、そういうことも私達知らなかつたし、「こんなにも恩恵があるんだ」って。そういうことも広く知つてもらうことが大事だと思いました。

(浅見座長)

他にないでしょうか。この辺で会議を閉じてもよいでしょうか。【委員から了】

それでは、与えられた議事事項についての皆さんの意見陳述、意見交換が終わりましたので会議を閉じます。進行をお返しします。

(進行)

浅見座長様、円滑な議事進行をありがとうございました。事務連絡させていただきます。
第2回目の地域会議の予定でございますが、例年2月末頃の開催ということで、今年度の森林税活用事業の年度実績を御報告いたしますと共に、来年度の事業計画につきましては、本日お示ししました基本方針（案）をベースにこれから県の方で事業構築してまいりますので、どの程度まで事業計画としてお示しできるか現段階では不透明な部分もございますが、2月末頃の開催ということでまた委員皆様の日程調整を行ってまいりたいと考えておりますので、宜しくお願ひいたします。

以上で地域会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(終了：16:40)

平成 29 年度第 1 回みんなで支える森林づくり北信地域会議議事録

1 日時 平成 29 年 7 月 12 日（水）午前 9 時 30 分～

2 場所 中野市大字壁田 955 北信合同庁舎 4 階 講堂

3 出席者 委員 7 名（全員）

4 会議内容

(1)開会

(2)あいさつ

(3)会議事項

①平成 28 年度森林づくり県民税活用事業実績

②平成 29 年度森林づくり県民税活用事業計画

③森林づくり県民税の 10 年間の総括

④今後の森林づくりに向けて

(4)閉会

会議事項

【①平成 28 年度森林づくり県民税活用事業実績、②平成 29 年度森林づくり県民税活用事業計画について事務局説明】

富井座長

ただいま、28 年度の実績そして 29 年度の計画について説明をいただきましたが、委員の皆さんからこれに対してのご意見あるいは要望等ありましたらお願いしたいと思います。

中山委員

資料 1 の 1 ページの（1）の里山整備ですが、11 年生から 60 年生という対象齢級が年々少なくなっていく中で、非常に事業が少なくなっています。

このように少なくなってきた事業については、やるのも良いのですが、予算をもっと利用価値というか利用が多い事業へ振り向けることはできないでしょうか。

（2）の里山集約化事業も同じですが、毎年予算を立てても使われていない。

こういう状況を何年も続けるというのはいかがなものかと思いますので、この辺につきましては検討をお願いしたいと思います。

2 ページの（1）の搬出支援についても、全県下でどの位活用されているのでしょうか。

この地域ではゼロということですが、これもやはり利用条件が厳しいとか、合わないということであれば、変えていかなければいけないのではないかと。

同じ条件の中で毎年ゼロというのもちょっと問題があるではないかと思います。

それから 3 ページの（1）の森林税の宣伝効果ですが、宣伝していただくのは良いのですが、看板を入口に置いておく程度のものでは、あまり皆さんに見ていただけず、分かっていただけるようなものとはいえないのではないかと思いますのでもう少しこの辺は工夫をお願いします。

5 ページの（3）の里山活用推進リーダー育成事業ですが、28 年度の実績は評価をしたいと思います。

参加 P R が難しいと思いますが、内容のある講義で私は大変良かったのではないかと思います。

やり方としては、皆さんをここへ集めるのではなくて、例えば区単位とかそういう所へ出前をするような形を取るのもひとつです。

内容も、山の講義を全部聞いて、伐採から搬出まで教えていただくのも良い

のですが、そうではなくてその中の例えばチェーンソーの使い方だとか伐採方法だとか、部分的というかこま切れでも良いと思いますが、区単位的に集まつていただいて、こちらから講師として出ていただくというような、やり方を変えるというようなことを考えていただければ良いのではないかと思います。

事務局

対象齢級が減っていて間伐ができない、間伐の予算が余っているというのなら、その予算を他の事業へ回せないかということについてですが、現在のところではそのようなことはできないと考えています。

今後のこととは分かりませんが、事業毎の予算配分等につきましては、改善あるいは見直していただきたいという意見を上げていきたいと思います。

森林税による搬出ですが、これも非常に少ない状況です。この地域では確かに少ないですし、28年度の全県下の状況を見ますと、5,000 m³の計画に対して1,470 m³の実績ということです。

この事業につきましては、25年度から取り入れているのですが、あまり使われていないというのが現状です。

それと森林税の宣伝につきましては、おっしゃるとおり展示すれば良いというものではないと思っています。展示は展示として位置を考えるなどありますが、それ以外にも普及啓発が図れるような工夫ができるか等々検討させていただきたいと思います。

里山活用推進リーダーですが、事業主体に自治会等が入っていませんので、技術等を持っている林業研究グループや林業士会あるいはNPO法人が事業主体となり、その地域で行っていますので、事業主体となる団体が出前講座のように、自治会等その地域へ出向くような形をとって実施していただくようお願いしていくしかないかなと思っています。

この事業につきましても自治会等が事業主体になり、地域が主体になってやっていくことはできないかというご意見は上げていきたいと思っています。

中山委員

2ページの間伐材の搬出支援ですが、これも毎年使われていないように見えますが、この条件が県内で加工や消費されることが確実な間伐材となっており、林業県といいながら長野県で消費できるだけの力がない。

合板もそうですし、輸出もそうですが、すべて県内で消費できない、県外へ出さなければやっていけないという状況の中にありながら、県外へ出したものについては補助できないというのはちょっと理屈に合わないのではないかと思います。

前回も要望があったと思いますが、変わっていないということでよろしくお願いします。

事務局

2ページの書き方が不適切かもしれません。

この事業については29年度に改正がありまして、森林税事業を使って間伐をした山から搬出するものに補助するものですが、当管内では森林税を使った間伐があまり行われておらず、搬出にも使われていないということがあります。

県下でもそういうご意見もありまして制度改正があり、29年度からは県内だけでなく県外へ出すものについても認められることになっています。

佐藤委員

資料1の間伐事業の里山が減ってきてているということですが、この間の九州の災害を見ますと、ほとんどが里山の林が崩れています。要するに戦後植林した林にほとんど手が入らずに弱い林になっているのではないかという、専門家の話も出ています。そのような事もありますので、やはり長野県、この周辺においても里山の危険な所を調査し、災害に強い林を造るような事業にも、もう少し手を加える必要があると思います。

各市町村でも、家の近くにある里山で土砂と木が一緒に落ちてくるような、表層崩落の場所がないか再度改めて調査したり、それに対する森林整備も必要ではないかと思います。

ただ木を育てるためだけでなく、災害に強い林を造っていくようなそのような方向で県全体でも考えていただいて、計画の中で取り組んでいただければ災害に強い市町村になるのではないかと思っていますのでお願いします。

事務局

確かに間伐の事業量も少なく、使いづらいという声をお聞きします。

おっしゃられたような危険な里山を調査して、間伐するにはどうやって行つたらよいかということを考えながら、それにはどういう森林税の使い方や間伐の方法、どういう取組みをしたら良いかが付いてくると思いますので、その辺を参考に県会議にもつなげていきたいと思います。

伊東委員

28年度の森林づくり推進支援金事業実績の緩衝帯整備ですが、野生鳥獣の人的被害を防止するという活動をされたのですが、これはどの程度効果があって、どのように検証されているのかお聞きしたいと思います。

それから5ページの（3）の里山活用推進の地域リーダーの育成というところですが、私たちのように移住人口、交流人口を増やしたいと活動をしている団体としては、地域リーダーの育成だけではなく、もうちょっと裾野を広げていただいて、地域の人だけではなく例えば県外の人達も対象にするような、それこそ突拍子もないのですが、こういう活動をイベント化して、ゆくゆくは間伐の体験もできますというような中で、リーダーを育成するような活動があつたら良いと思います。

事務局

緩衝帯の効果ですが、中野市で昨年度実施した地域がありますので、そこで実施前の出没状況を比較してみるのが一番分かりやすいのかなと思いますが、ちょっとその比較ということができていない状況です。

地域リーダーの育成について、県外の方も対象にできないかということですが、今の仕組みですと、事業に応募された団体に補助金を出すという形であり、少し「待ち」の状態になってしまいますが、そのような団体が出てくれれば良いのかなと思います。それがどういう形でやれば、おっしゃられたようなことが解決できるかというのがひとつの課題かなと思います。

宮崎委員

中山委員の話のとおり、間伐や搬出等、山への助成はありますが、木材の活用等についての助成というもののがありません。

木材の出口がないのに山を整備しろという話を真剣にしているだけで、その木材の活用に対して、森林税の助成というのは何もないというのではなく、やはり、伐採や搬出には助成し、木材を使うにも助成するという、地域材の活用まで連動してくるような仕組みづくりをやっていかないといけないと思います。

現在、木造建築物の建設に対する補助率が低くなっているので、そこへプラスアルファとして地域材の活用に使うというのもひとつではないかと。

その辺り、一連の流れの中で森林から木材の活用まで使える助成金というのもお願いしたいと思います。

それと木育ですが、1地域1校という形でいくとほとんどの学校に回らなくなってしまうと思います。例えば中野市のように学校の多いところは大変だと思います。

逆に言うとここまで大きくなくても良いので、例えば今年、中野市で50万円の予算の中で3校、4校やったという、そういうことができれば良いかなと。

今、木島平村でも未来塾、山ノ内町も南小学校で毎年やっていますが、結局そういうものには、なかなか助成がつかない状況です。それもいろいろな事

業と併用してやっていますから、その全員が木育だけをやっているわけではないのです。いろいろなことをやりながらその中の一部として地域材活用ということをやっているのですが、それにも助成がつかないというようなことがあり、私達の所に開催の案内はいただくのですが、結局予算の出所がなく、手弁当になってしまふことがあったりするので、その辺に使える仕組みというものをぜひ考えていただきたいです。

木育事業に対しては、地域振興局の皆さんに良く指導をいただいて、一緒になってやっていただけるのですが、事業化していないちょっとした木育に対しては、地域振興局では事業として挙がっていないということで、なかなか参画してもらえないというか、もらいづらいという部分があるので、事業化していくなくても一緒にやってもらえるような仕組みづくりとご協力をお願いしたいと思います。

林務課

地域材の利用、活用への助成ということでしたが、差支えなければどのような部分へ助成すれば良いのかなど、具体的なご意見があればお願いします。

宮崎委員

一番良いのは、この地域で伐って、地域で搬出して、地域で使うということです。

例えば住宅を建てる人に柱をプレゼントすることでも良いかもしれません。

地域の山から搬出してきた木材をプレゼントしますから、この地域の木材で住宅を造りませんかという。

まずは公民館等からスタートしてもらって、住宅にまでつながってくれれば、地域の中で循環できるのかなと思います。それが全県下に広がってくれば、地域をまたいでこの地域の木があの地域でも使われていますというような形になれば良いのではないかなと思います。

林務課

木育の関係ですが、総枠がもう少しあれば要望をもっと取れるのかなという気もします。

確かに子供も含めた教育のような形を通じ、知っていただくということは大事だと思います。また木育は、子供を対象とした場合、子どもを通じて家庭にも通じていくというメリットがあると思っています。

これについては総枠の拡大の要望ということで受け取らせていただきます。

富井座長

今、宮崎委員がおっしゃった、木材の利用者あるいは購入者の方への対応というの大事なことだと思います。

私も今の立場で、県産材を使わなければということで、公共施設に使うようにしているのですが、年々、補助事業の採択条件が厳しくなってきて、補助率も下がってきているというのが現実です。

また、施設の設計を見ますとやはり県産材というのは高いので、どうしても使い勝手が良くない。

供給するにこれは需要と供給のバランスなので、需要が増えてくれば供給は当然増えていくだろうと。

供給だけを考えていたら、需要がないのに供給なんて無理なのではないかという気がします。

【③森林づくり県民税の10年間の総括、④今後の森林づくりに向けてについて事務局説明】

富井座長

事務局の説明は終了しました。これについて10年間の総括と今後の森林づくりについて事務局の説明から委員の皆さんそれぞれご意見がありましたらお願ひしたいと思います。

桑原委員

地域の山を守り育てて行く立場にいる者として、森林税の継続をお願いしておきたいと思います。

現在の条件では間伐が進めにくいということから、県としても条件等の見直しを考えていると思いますが、未整備状態である間伐がやりにくい所や所有が零細な所に加え、最近では不在地主、不明地主の森林が問題です。

不在地主であっても住所が分かれば良いのですが、不明地主の場合、補助の条件にもあります所有者との協定書が交わせなくなります。

地主はどこにいるのか、もし、いない場合はその森林の場所がどこに当たるかという調査ができるない場合には厳しいと思います。

市町村に少し主体を持たせてもらうとか、また条件の緩和をしていただくなど、利用しやすいような制度にしていただきたいと思います。

森林づくり推進支援金ですが、全国では長野県のようなやり方をしていると

ころが6府県あって、長野県は2割ですが他には最高で5割、あるいは3割ということのようですが、現在の2割を3割位に引き上げて利用できるようにしていただければと思います。

事務局

森林税の継続ですか不在村地主の件、条件の緩和についてはご意見として了解しました。

森林づくり推進支援金については、他府県の状況が資料2の12ページにあります、森林づくり推進支援金的なもの、市町村の取り組みで独自の取り組みに使えるというものは、長野県で2割である他、5割のところもあれば、3割のところもあります。

この割合を増やすようにというご意見をいただきましたので、これも含めて県会議には上げて行きたいと思います。

ただ、先ほどの説明の中に森林づくり推進支援金につきましては、県の説明責任があり、効果を検証するようにという意見も出てきていることもあります、現在は交付金という形になっていますが、これを補助金という形にしていくはどうかという考えが出ているようです。

このまま行くわけではないと思いますが、補助金の形になりますと、希望する市町村は事業計画を上げ、希望しない市町村は何もないということになってくるかもしれないのではと思っています。

いずれにしましても、この交付金という形で、割合を2割から3割あるいは2割を超えて配分するようにということをご意見として上げさせていただきたいと思います。

宮崎委員

里山という定義が非常にあやふやで、曖昧で、広範囲過ぎて、どこからどこまでが里山なのかということですが、今後も長野県が観光振興に取り組むのであれば、道路から何メートルまでは里山として整備するといった、目安があった方が良いと思います。

また、森林整備は間伐のような伐採だけでなく、下草刈も緩衝帯も含まれると思います。

間伐の場合、所有者がわからないからそこは除外し、手入れがされないままということがありますが、下草刈や緩衝帯であればあまり文句は言われることなく、整備ができるのではないかと思います。

同じ道路沿いでも、整備ができた山とできない山があると、せっかく観光地に来て道路を走っていても、一角だけはひどい山、そこを過ぎるときれいな山

というようになってしまいます。

森林整備に関しては、市町村が道路から 100 メートルとか 50 メートル以内は整備しますというような、市町村で何か決め事みたいにやれるような仕組みを作れないかと。

せっかく観光地に来て山を見ても、北信はスギ山が多いので暗い山が多く、中南信のようにカラマツとかアカマツ林のような明るい林ではありません。

間伐だけでなく、下草刈や緩衝帯を行うことにより、林の中まで見通すことができれば、シカやシノシシなどの鳥獣の出没にも対応できるし、子供たちがその辺で遊べる場所にもなってくるのではないかなと思います。

森林税で使えるものや利用価値をもっとはっきりさせなさいという意見がある一方で、もっと使えるものを広げて何にでも利用できるようにしてほしいという意見もあり様々だと思いますが、であれば、事業項目を多く作って、予算を地域割にして、その地域の中で利用はお任せいただける。

今年はこの事業に多く使いたいとか、この事業に回したい、それを地域会議で決定できるという仕組みにしてもらうような、何かそういう形にするなど利用しやすい森林税にしていただきたいです。

これだけ多額の森林税が残るということはおかしい話で、有効に使うというのが前提の税だと思うので、有効に使うためには各地域にお任せするので、きちんと各地域で有効に使ってくれということができるような形になってくれれば良いと思います。

中山委員

宮崎委員と同じ考え方ですが、基金というものであればしっかりと目的があつて然るべきだと。何か基金という名前を使っているだけで十分な予算を計画どおり活用していないというような感じがします。これはやはり森林税をいただくという考え方の中から行くと非常にマイナスでありますので、ぜひ森林税をしっかりと有効に活用した上でこれからも続けてほしい思いますし、目的等も明確にしてほしいと思います。

先ほど緩衝帯の効果等について質問がありましたが、やはり緩衝帯については、費用対効果というか、これだけの効果があるという説明が必要ではないかと思います。

また、山裾と果樹地帯や農地との間に緩衝帯を造るのは非常に良いのですが、緩衝帯があつてもその手前に荒廃農地があるということでは緩衝帯の効果も非常に薄いのではないかと思いますので、林政と農政といった横の連携をしっかり取っていただいて、本当に効果の上がる対策が必要ではないかと思いますので、その辺も今後の課題にしていただきたいと思います。

事務局

里山の定義が曖昧というのはおっしゃるとおりだと思います。

道路から何メートルなら整備できるというか、市町村が必要と認めればそれも良いのではないかというのもひとつかもしれません。

国の森林環境税の話が出ている中で、今後の方針として不在地主等の森林についても、市町村等で整備をするものについて一定の方向性として、市町村に権限を与えていくというような話もあります。

詳細はわかりませんがそのような話もあり、所有権の問題が今の段階では難しいのかなという気はしますが、そうでもしないと一向に進まないというのが実感としてあります。

今後の方向性として、そういうご意見というものはぜひ伝えて行きたいと思っています。

緩衝帯の整備につきましてもおっしゃるとおりで、山はきれいになったが、その下の農地が荒れていれば、そこでまた野生鳥獣が隠れる所ができてしまします。今後、市町村等が緩衝帯整備を進めるに当たっては、周りの農地もしっかりと整備するよう、連絡調整等の中で話をさせていただきたいと思います。

富井座長

所有権の問題ですが、たぶん77市町村ほどの市町村が国土調査に手を付けています。ただ国土調査にはものすごくお金がかかるのですが、その補助金はごくわずかで、かなり市町村の負担になっていることは事実です。

ただ、負担になっても整理できる可能性があれば良いのですが、たぶん3分の2の市町村は休止していると思います。

なぜかというと、何代も前から登記されていない、持ち主が分からないという物件が山に多いからです。それも小さな区割りの所ばかりというのが森林の実態ではないかと、どうしてもそこが引っかかってしまうというのがあります。なかなか森林管理というのは難しいなと感じています。

それと森林税は県税ですので、市町村が本来であれば文句を言う筋合いでないのですが、県自身が市町村とともに、また県民とともに森林県である長野県の森林を育てようということであれば、もっともっと違う方向が出てくるのではないかという気がしています。

森林税の継続というのははっきり分かりませんが、もし第3期目に入るには長野県自身が3期目の森林税の使用目的、こういう事業が必要でこれをやるには、このような予算がかかるので、それには県独自の森林税の財源が必要なのだと。また、森林税で長野県が豊かになりますというような方針を打ち出してくれない限り、県民には抵抗感があるだろうなと思います。

6億円もの金が基金に残ってしまったということも新聞報道で県民は既に知っていますので、森林税の目的等をわかりやすく発表していただければと思います。

他にありますか。他にないようでしたら今回の北信地域会議で出されました会議事項については以上でありますので終了させていただきます。

この会議で出た意見については、事務局の方で県民会議に持ち上げていただけるかと思いますのでよろしくお願ひします。